

西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務仕様書

1. 委託業務名

西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

西ノ島町は、人口 2,600人を割る自治体でありながら、隠岐島前病院が医療の中核を担い、社会福祉法人3法人による福祉の推進により、児童、障がい、高齢者分野を担っている状況である。なかでも高齢者福祉について、在宅では、居宅介護事業所、訪問介護事業所に加え、包括的な介護を提供する小規模多機能型居宅介護事業所も整備されている。入所施設では、特別養護老人ホーム、養護老人ホームが整備されている。島内での医療は、外来、入院、在宅医療が賄われ、介護では、在宅、養護、特養のニーズが満たされている現状にある。しかし、高齢化の進展に伴い慢性的なマンパワー不足に加え、施設の老朽化も進み事業の継続に影響がでている状況にある。

こうした当町の現状を踏まえ、今後、小規模多機能型居宅介護事業所や特別養護老人ホームの建替えを計画していく必要があり、これを契機として、今後、人口減少、高齢化の進展に伴う将来を見据えて地域住民のニーズを把握し、国の動向、客観的データを基に将来的に適切な介護需要を推計し、「残していく領域」「縮小・効率化する領域」を見極めた上で、概ね20年後までの持続可能な介護サービス等の提供体制（最適な地域包括ケアシステム）の構築にむけて令和6年10月末までに検討することとしている。

本業務は、地域住民のニーズを把握し、国の動向、客観的データを基に将来的に適切な介護需要を見極めた上での当町の施設整備、再構築を推進していく骨子案を作成することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日

4. 実施場所

西ノ島町役場（島根県隠岐郡西ノ島町美田600番地4）

5. 委託業者に求める基本条件

- （1）現在、西ノ島町に求められている役割等を前提に各社会福祉法人と連携することで持続可能な最適な地域包括ケアシステムの提供体制計画を策定すること。
 - （2）各社会福祉法人3法人及び島前病院とのコミュニケーションを図るとともに、各法人及び病院が最適な地域包括ケアシステムへの参画意識の啓発を促しながら計画を策定すること。
 - （3）基本構想策定後、その構想の実現に向けた実行支援業務を行える体制があること。
- ※実行支援業務は、令和7年度以降を見込んでいる。

6. 業務内容

受託者は、事業目的に基づき、本町と十分に協議しながら以下の業務を行うこと。

(1) 住民アンケート

(ア) 調査票の設計

西ノ島町の現状、当町が今後直面する課題を盛り込んだ内容で設計すること。第9期介護保険事業計画作成時の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回収率を参考に、回収率向上のための方策を確保し、当町に提示すること。調査票(町長挨拶分、調査依頼文章を含む。)は、見本を作成し、本町に確認をとること。

(イ) 調査票の発送及び回収

受託者は、①調査票の印刷・製本、②送付用封筒の印刷、③返信用封筒の印刷、④調査票の回収を実施すること。宛名ラベルの印刷、貼付及び、調査票等の封書詰め・発送については、当町で行う。

発送用封筒(角2)、返信用封筒(長3)、礼状兼督促状(はがき)の作成の他、発送・回収に係る郵送費は、受託者が負担すること

なお、発送部数は1,500通を見込んでおり、調査票回収率は、60%を想定しているが、想定数から変更があっても清算しないものとする。

(ウ) 分析及び町民ニーズ調査報告書の作成

受託者は、①調査票のデータ入力、②調査結果の単純集計及びクロス集計、自由回答のとりまとめ、③調査結果の分析、④町民ニーズ調査報告書の作成を行うこと。

町民ニーズ調査報告書の作成にあたっては、図表を適宜挿入する等、町民がより見やすく理解しやすいものとなるよう、工夫を凝らすこと。

(2) 本町環境分析

(ア) KDB データを用いた調査

a 地域の死亡要因

b 生活習慣病課題

c 介護保険給付費から見た課題

(イ) 本町介護保険サービス分野における政策適合性の確認

(ウ) 本町及び島前地域の人口の現状分析と介護保険サービス分野における充足予測

(3) 本町介護保険サービス分野における 社会福祉法人3法人の経営分析

(ア) 財務分析

(イ) 人的資源分析

(ウ) 介護機能分析

(4) 本町介護サービス分野における社会福祉法人3法人及び隠岐島前病院のヒアリング

(ア) ヒアリングシート(案)の作成

(イ) ヒアリングの実施

(ウ) ヒアリング調査における分析資料の作成

(5) 西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想(案)の設定及び作成

(ア) 現状分析における課題の整理

(イ) 概要版の作成

※作成に当たって、以下の内容については記載いただくことが必要となる。

a 介護需要を見込んだ望ましい機能および施設の種類や規模の検討に関する提案の提示

b 介護人材確保、サービス提供の効率化に関する提案の提示

c 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等に対応する提案の提示

d 新事業や建て替えの実施をする際の平面図の作成

e 建築費部分におけるシミュレーション

f 効率的なサービス移行案の提示

(ウ) 詳細版の作成

(エ) 補修正の実施

(6) 業務遂行における運営管理

(ア) 実施体制及びスケジュール表の作成

7. 実施体制

- (1) 受託者は西ノ島町の担当者と定期的な打合せの上、業務を進めること（必要に応じてWEB 会議を活用して、円滑な業務遂行を行うこと）
- (2) 本業務の目的を達成するために、委託金額上限の範囲内で訪問回数等効率的な実施体制の提案を行うこと。
- (3) 業務内容及び進捗状況等を包括的に把握管理し介護・福祉・医療に精通した統括責任者を1名配置すること。なお、契約期間中の統括責任者の変更は原則認めない。
- (4) 必要な専門知識及び経験を有する従業員を主担当（中心となって現状分析業務を担う者）として統括責任者とは別に配置すること。また、必要に応じ特定の業務分野の専門性を有する者や主担当を補助する役割を担う等として副担当を配置すること。
- (5) 受託者は、本件業務を履行するにあたり1名のみの配置でなく統括責任者及び主担当を含めた2名以上の実施体制を整えること。
- (6) 受託者は、実行支援に伴い他地域で行われている改善の取り組み事例等を提示し、必要に応じて業務に反映させること。

8. 実績報告等

- 8.1 業務完了時には、実績報告書を提出すること。その他、西ノ島町に適宜進捗状況を報告し、調整を図ること。
- 8.2 受託者は、保健、医療、介護、福祉の現状について、十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。

9. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、当町の求めに応じて、紙媒体及び電子データで適宜提出すること。

- (1) 基本構想の完成版及び概略版
- (2) 各分析及びヒアリングについての報告書（A4版、ファイル綴じ）正・副各1部
- (3) 会議等における協議等の議事録

10. 業務委託料の支払

業務委託料は、業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき請求日から30日以内に支払うものとする。

11. その他

両者が協議の上必要と認める事項については、その都度協議を行うこととする。その他業務を遂行するにあたって必要な事項については、随時、両者協議の上で決定する。

参考情報

主な施設

施設名	運営	建設年月日	災害危険区域
特別養護老人ホーム「和光苑」	民設民営 運営：(福)西ノ島福祉会 R4.2月まで50床→R4.6月から40床	・昭和59年建設 ・耐用年数47年 ・更新必要年：令和13年	・土砂災害警戒区域（土石流）
養護老人ホーム「みゆき荘」	公設民営（指定管理） 運営：(福)西ノ島福祉会 50床 ・西ノ島町30床 ・海士町 15床 ・知夫村 5床	・平成9年建設 ・耐用年数47年 ・更新必要年：令和26年	・土砂災害警戒区域（土石流） ・最大浸水高1.0～3.0m
小規模多機能型居宅介護事業所「本郷」	公設民営（施設貸与） 運営：(福)西ノ島町社会福祉協議会 定員25名	昭和45年に保育所として建築（50年以上経過）→平成18年に小多機として改修	・土砂災害警戒区域（土石流）
隠岐島前病院	隠岐広域連合 入院病床 44床 ・一般病床 20床 ・療養病床 24床	旧病棟 ・昭和61年建設。 ・耐用年数39年 更新必要年：令和7年 療養型病棟：平成13年建設。 ・耐用年数39年 ・更新必要年：令和22年	・土砂災害警戒区域（地滑り）

主な課題

1. 人材不足

- ・正規職員の35%が50歳以上、非正規職員の68%が60歳以上。
- ・人材紹介会社等を活用し、職員を確保するものの離職も多い。
- ・法人内で運営する各事業所が離れており、事業所間職員の相互利用ができない。

2. 施設の老朽化

- ・耐用年数が間近に迫っているが、法人自体に自己資金で建て替える余力がない。
- ・施設が古いことや効率が悪いこと等から、職員のモチベーションが下がっている。

3. 課税世帯で要介護2以下の入所できる施設がない

- ・養護のニーズ、特養のニーズは満たされているが、介護度や所得に左右されない施設がないことが長年の課題。

4. 島という性質上、災害危険区域(土砂、津波)の指定範囲が広範囲である。

- ・土砂災害危険区域に関しては「西ノ島町防災マップ」、また浸水区域は「島根県津波浸水想定図」を参照すること。